

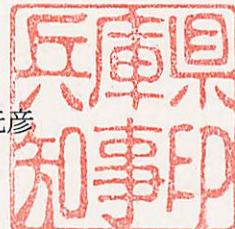
様式第4号（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

秘第 1351 号
令和6年12月2日

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

兵庫県知事 斎藤 元彦



令和6年11月25日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第2項の規定により、次のように公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書の件名	②兵庫県知事に対する報告をする際の録音を禁止するに至った経緯 が分かる文書 ③兵庫県知事が出張する際における、随行、同行又は接遇する兵庫 県職員の注意事項が書いてある文書（令和6年中に作成されたもの）
公開しないこととする理 由	公文書の不存在 公開請求に係る公文書は作成していないため保有していない。
公開しない理由が消滅す る期日等	—
事務担当課等	総務部秘書広報室秘書課 電話 (078) 341-7711 内線2028
備考	

注 「公開しない理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書を公開しない理由が消
滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。